

# 税の申告はお早めに

☎税務課課税係 ☎0943-32-1114

## 申告期間

注意：小学校区ごとに期間が違います！

● 上・下広川校区：2月8日～16日・3月1日～7日（土日祝除く）

● 中広川校区：2月17日～28日・3月8日～15日（土日祝除く）

● 時間：9:00～16:00 / ● 会場：町民交流センター「いこっと」2階大研修室

※過去2年間、新型コロナウイルスの影響で確定申告期間が延長されていますが、

広川町での申告期間は延長されませんのでご注意ください。

※日曜開庁日（3月6日）は行いません。

## 申告が必要な人

2月初旬、町県民税や国民健康保険税、所得税の申告が必要と思われる人へ、申告書を発送します。収入がない人や申告書が届かない人も、申告の必要がある場合があります。次の点に注意し、期限までに必ず申告しましょう。

### 収入が少額・収入がない

令和3年1月～12月のすべての収入を申告する必要があります。農地の貸し付けによる収入など、少額でも申告が必要です。

収入がない場合も、そのことを申告しないと、

- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置が受けられない
- ・奨学金の申請などに必要な「所得（課税）証明書」が発行できない

など、各種行政サービスが受けられないことがあります。

### 申告書が届かない

申告書は、前年の課税状況などをもとに、申告が必要と思われる人へ発送します。申告書が届かないからといって、申告が不要というわけではありません。

申告書が必要な人はお問い合わせください。町ホームページからダウンロードすることもできます。

### 個人年金や学資保険の満期金がある

個人年金は「雑所得」、学資保険の満期金は「一時所得」として確定申告、町県民税の申告が必要です。

#### △ ご注意 △

- ・町内に居住する家族から扶養を受けていることが確認できる場合、申告する必要はありません。
- ・確定申告の要件に当てはまらない場合も、町県民税・県民税はすべての所得を申告する必要があります。
- ・税務調査などで申告期限以降に所得が判明した場合、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定に影響することがあります。

「申告が必要かわからない！」という人は、町ホームページに掲載しているフローチャートをご参考ください。



# 八女税務署からのお知らせ

e-Tax (電子申告) ・八女伝統工芸館でも確定申告できます。

## e-Tax (電子申告)

パソコンやスマートフォンを使って、自宅から申告することができます。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひe-Taxをご利用ください。確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

確定申告



スマートフォンは  
こちらから↑



## 八女伝統工芸館

- 期間：2月1日～3月31日 (土・日・祝除く)
- 時間：9:00～16:00 / ● 会場：八女伝統工芸館 (八女市本町 2-123-2)
- 申告期限：【所得税・贈与税】3月15日 【消費税】3月31日
- 会場への入場には整理券が必要です

### 入場整理券の取得方法

- 各会場で当日配付
- LINE アプリによる事前発行  
(来場希望日の10日前から可)



国税庁LINE  
公式アカウント

※入場整理券入手後、指定された時間にご来場ください。  
※入場整理券の配付状況に応じ、早めに受け付けを終了し、後日来場をお願いする場合があります。  
※期間中は八女税務署内での申告会場は開設していません。  
※八女伝統工芸館へのお問い合わせはご遠慮ください。

☎八女税務署 ☎0943-23-5191

# 償却資産の申告を忘れずに

町内で事業を営む個人 (または法人) は、令和4年1月1日現在で所有する償却資産を申告する必要があります。

- 申告期限：1月31日
- 必要なもの
  - 申告書
  - 種類別明細書
  - 本人確認書類 (免許証・保険証など)

### 償却資産とは

町内で事業を営む個人 (または法人) が、その事業のために使う構築物、機械・装置、工具・器具・備品などのこと。次のものは当てはまりません。

- 自動車税や軽自動車税の対象となる車両
- 取得価格10万円未満で一度に損金算入されたもの
- 使用権などの無形財産
- 生物

太陽光発電設備は事業用 (法人設置) だけでなく、10kW以上の住宅用 (個人設置) も申告が必要です。事業用と住宅用どちらも利用している場合は、利用割合にかかわらず申告が必要です。